

## 鳥取県告示第 424 号

地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「旧法」という。）第 171 条第 4 項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する旧法第 170 条第 4 項後段の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第 2 条第 1 項第31号及び第55号の 2 に規定する手数料の収納事務

### 2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部医療指導課

主幹 茗荷 孝幸

### 3 委任期間

平成20年 6 月 9 日から同年 7 月15日まで